

北海道自動車税スマイル納税キャンペーン実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道（以下「道」という。）における自動車税の納期内納税率の向上を図るため、この趣旨に賛同した民間企業等の事業者の協力により実施する「自動車税スマイル納税キャンペーン（以下「本キャンペーン」という。）」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 納期内納税した納税者が、自動車税の領収証書等を道に登録した応援店に提示することで、特典サービスを受けることができるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 原則として、4月1日を賦課期日として5月に納税通知書を発付する道の自動車税について、納期内納税した個人の納税者をいう。
- (2) 納期内納税 前号の自動車税について、納期限の5月31日（休日の場合は翌開庁日）までに完納することをいう。
- (3) 領収証書等 自動車税を納期内納税した事実を証する次の書類をいう。
 - ア 金融機関等の領収印が押された領収証書
 - イ 口座振替又は自動払込みにより納税した後に送付される口座振替（自動払込み）納税確認通知書
 - ウ インターネットを利用したクレジットカード納税など手元に領収印が押された領収証書が残らない方法により納税した場合は、手続完了画面を出力したのものなど納期内納税が確認できるもの
- (4) 応援店 本キャンペーンの趣旨に賛同し、領収証書等を提示した対象者（以下「利用者」という。）に対して特典サービスを提供する店舗又は施設をいう。
- (5) 特典サービス 応援店が利用者に対し提供することとした、各店舗又は施設が独自に定めた割引等のサービスをいう。

(キャンペーンの周知)

第4条 道は、自動車税納税通知書の封筒や同封するリーフレット等により、納税者に対して本キャンペーンの周知を行う。

2 道は、ホームページにおいて、道民に対して本キャンペーンの周知を行うとともに、対象者に向けて応援店の情報や特典サービスの内容を掲載する。

(キャンペーン期間)

第5条 応援店が特典サービスの提供を実施する期間は、道が第3条第1号の自動車税納税通知書を発付した日から、当該日の属する年度の8月31日まで（以下「キャンペーン期間」という。）とする。

(特典サービスの利用等)

第6条 特典サービスを受ける際の確認に用いる領収証書等は、納期内納税した日の属する年度のキャンペーン期間に限り利用することができる。

2 特典サービスの利用者は、次の各号に掲げる事項に同意の上で利用するものとする。

- (1) 応援店が納期内納税していることを確認できる領収証書等を提示すること。
- (2) 応援店が利用者の本人確認を行う場合は、本人であることを証する書類（運転免許証等）を提示すること。
- (3) 応援店が領収証書等の余白に特典サービスを利用した旨の記録を付ける場合は、これを了承すること。
- (4) 領収証書等を複製するなど、不正な行為をしないこと。

(応援店の範囲)

第7条 応援店は、道内に所在する店舗又は施設に限る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、応援店の申込みをすることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定されるもの及び類似のもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの
- (3) 暴力団の関連するもの
- (4) 消費者金融に係るもの
- (5) たばこ及び酒類の販売や提供を主とするもの
- (6) ギャンブルに係るもの
- (7) 道税を滞納している事業者に係るもの
- (8) その他、道が適当でないと認めるもの

(特典サービスの提供)

第8条 応援店は、特典サービスを独自に定めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは特典サービスとすることができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容又は事実を誤解するおそれのあるもの
- (4) その他本キャンペーンの趣旨にそぐわないと認められるもの

2 応援店は、キャンペーン期間のうち特典サービスの提供を実施しない日又は時間

を独自に定めることができる。

(応援店の登録)

第9条 応援店の登録を希望する事業者は、「自動車税スマイル納税キャンペーン応援店登録申込書（別紙第1号様式）」を北海道札幌道税事務所の長（以下「札幌道税事務所長」という。）に提出するものとする。

- 2 札幌道税事務所長は、前項の申込書を受理した場合は、その内容について審査を行い、応援店として適当であると認めるときは、事業者に対して登録した旨を通知する。
- 3 第1項の申込みは、原則として店舗又は施設ごとに行うものとする。ただし、複数の店舗又は施設の登録を希望する事業者は、札幌道税事務所長と事前に協議の上、一括して申し込むことができる。
- 4 応援店の登録は、第2項の通知の日から最初に到来するキャンペーン期間の末日まで有効とする。

(納期内納税の確認等)

第10条 応援店は、特典サービスの提供に当たり、利用者に対して領収証書等の提示を求め、納期内納税されていることを確認するものとする。

- 2 応援店は、利用者に対して本人であることを証する書類（運転免許証等）の提示を求めることができる。
- 3 応援店は、利用者の同意を得た上で、領収証書等の余白に特典サービスを提供した旨の記録を付けることができる。
- 4 応援店は、特典サービスの提供に際して収集した利用者の個人情報について、慎重かつ適正に取り扱うとともに、利用者の同意がない限り特典サービスの提供以外の目的で使用してはならない。
- 5 道は、利用者本人からの依頼であっても、応援店に対して納期内納税の状況について情報提供を行わない。

(応援店の登録の変更)

第11条 応援店は、特典サービスを含む登録内容を変更しようとする場合は、「自動車税スマイル納税キャンペーン応援店登録変更届出書（別紙第2号様式）」を札幌道税事務所長に提出するものとする。ただし、特典サービスとして提供する物品の不足や不具合など、止むを得ない事由により一時的に変更する場合はこの限りではない。

- 2 札幌道税事務所長は、前項の届出書を受理した場合は、その内容について審査を行い、適当であると認めるときは登録内容の変更を行う。

(応援店の廃止)

第12条 応援店の登録を廃止しようとする場合は、「自動車税スマイル納税キャンペーン応援店登録廃止届出書（別紙第3号様式）」を札幌道税事務所長に提出するものとする。

（応援店の登録の取消し）

第13条 札幌道税事務所長は、応援店が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) その他本キャンペーンの趣旨にそぐわないと認められる場合

（ポスター及びステッカーの掲示等）

第14条 札幌道税事務所長は、応援店に登録した店舗又は施設に対し、ポスター及びステッカーを配付する。

- 2 応援店は、前項のポスター及びステッカーの配付を受けた場合は、ポスターの所定の位置に提供する特典サービスの内容等を記載の上、特典サービスを提供する期間の末日まで対象者の見やすい位置に掲示するものとする。
- 3 応援店は、特典サービスの内容を変更したときは、変更の日以降速やかにポスターに記載した特典サービスの内容を変更するものとする。
- 4 応援店を廃止したとき又は応援店の登録が取消しとなったときは、廃止又は取消しの日以降速やかにポスター及びステッカーを撤去するものとする。

（応援店の広告等）

第15条 応援店は、特典サービスの提供に当たり、自己の広告印刷物及びウェブサイト等において本キャンペーンのロゴやキャラクター（以下「ロゴ等」という。）を使用することができる。

- 2 応援店は、前項のロゴ等を使用するときは、あらかじめ札幌道税事務所長に連絡しなければならない。
- 3 応援店は、第1項のロゴ等を使用するときは、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - (1) ロゴ等を変更して使用しないこと。
 - (2) サイズを拡大、縮小する場合は、縦横比率を変えないこと。
 - (3) カラーで使用する場合は、原図のとおりの配色とすること。
 - (4) ロゴ等のデザインと企業・商品のイメージが同一化するような使用はしないこと。
 - (5) ロゴ等のデザインを自己のものとして商標又は意匠に使用（登録）しないこと。
- 4 応援店の登録を廃止したとき又は応援店の登録が取り消しになったときは、廃止又は取消しの日以降ロゴ等を使用することができない。

(保証の否認及び免責)

第16条 道のホームページにおける情報の掲載は、応援店が提供する特典サービスの情報を道民及び対象者に対して紹介するものであって、道が取扱商品等を推奨したり、販売促進、顧客斡旋、集客効果等を保証するものではない。

2 応援店は、特典サービスの内容が応援店に適用される法令や業界団体の内部規則等に違反しないものであることを、自己の責任において確認するものとする。また、応援店としての登録やホームページへの掲載は、道が当該法令等に適合することを保証するものではない。

3 道は、本キャンペーンに関連して、応援店と利用者の間で行われる取引には一切関与しないものとし、応援店において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、道はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。

4 第1項から前項までに規定するもののほか、本キャンペーンに関連して応援店、利用者及びその他第三者の間でトラブル、損失、損害等が生じた場合は、各自の責任と費用で当事者間において解決するものとし、道の責めに帰すべき事由に起因するものであることが明らかである場合を除き、道は一切免責されるものとする。

(協議事項)

第17条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱について疑義が生じた場合は、道及び応援店が協議の上、解決を図るものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本キャンペーンに必要な事項は別途定める。

附則

この要綱は平成29年12月19日から施行する。